

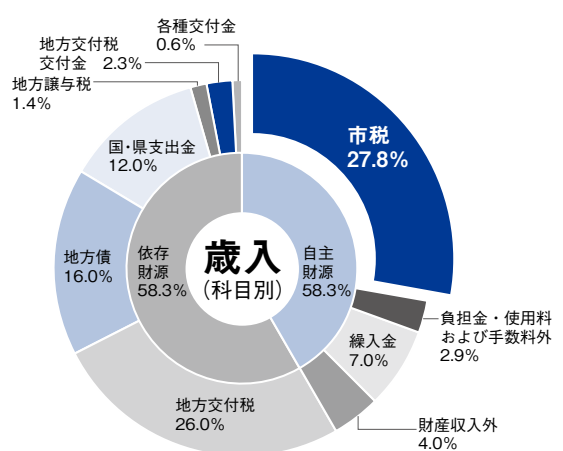
# 市税は納期限までに納めましょう

市税の滞納額は、平成24年度には合併した平成17年度の額を回りました。市では税の公平性と収税を確保するため、引き続き納税相談を中心とした滞納整理を進めていきます。

**平成17年度の額を下回るも  
滞納額は依然約7億円残る**

市民の皆さんが納めた市民税や固定資産税、軽自動車税などの市税は、福祉や子育て、市道の整備など、市が行うさまざまな事業の財源になります。市の歳入はその約28%を市税が占めています。（グラフ1）

平成25年度一般会計歳入構成比率（グラフ1）

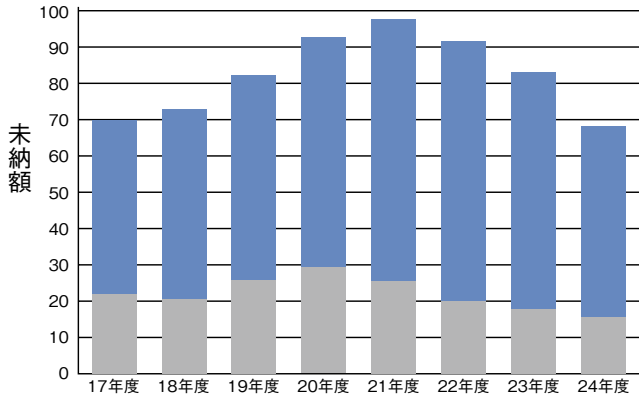


市では、滞納となった市税について滞納処分を強化してきました。その結果、市が発足した平成17年度から増加が続いていた市税の滞納額は、平成22年度からは減少し、平成24年度には平成17年度の額を下回りました。（グラフ2）

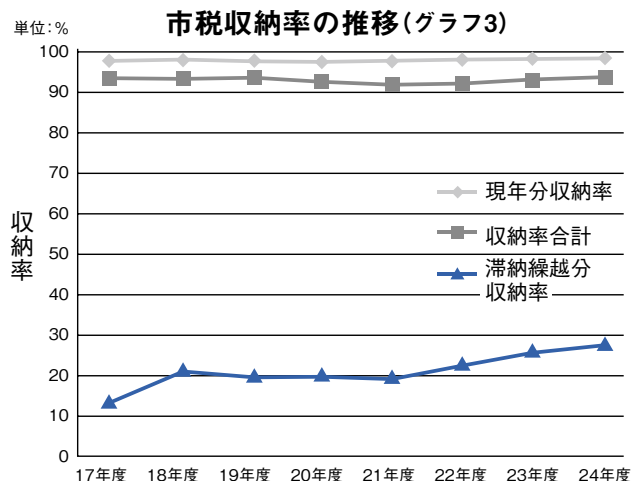
## 滞納処分の流れ

平成24年度の市税滞納額のうち、1年以上納付がなかった過年度分の滞納額（滞納繰越分）は約8割を占めています。（グラフ2）また、市税収納率の推移を見ると、滞納繰越分の収納率は約3割にとどまっております、納期限までに納め

単位：千円 市税未納額の推移（グラフ2）



単位：％ 市税収納率の推移（グラフ3）



られず滞納期間が長期化すると納付が難しくなっていることが分かります。（グラフ3）市では、納期限までに市税を納められなかった場合は滞納処分を行います。（次ページ図1）滞納処分とは、預貯金や給与、

年金といった各種債権をはじめ、自動車などの動産、土地や建物などの不動産といった財産調査を行い、短時間で換価（現金化）できる財産に対して差し押さえを行います。また、財産を発見できなかった場合は、捜索により財産調査

および差し押さえをする場合もあります。財産調査や滞納処分の際には金融機関や勤務先等へ財産状況の調査や、差し押さえに対する協力を依頼することがあります。そのため滞納した場合は経済的な不利益のほか、社会的にも不利益が生じる恐れがあります。また、差し押さえた現金以外の財産は、県との合同公売会やインターネット公売などを通じて現金化し、滞納金に充当します。

**納期限内納付をお願いします**  
市税はさまざまな市民サービスを提供するために欠かせない財源です。市税は滞納することなく納期限までに納付をお願いします。

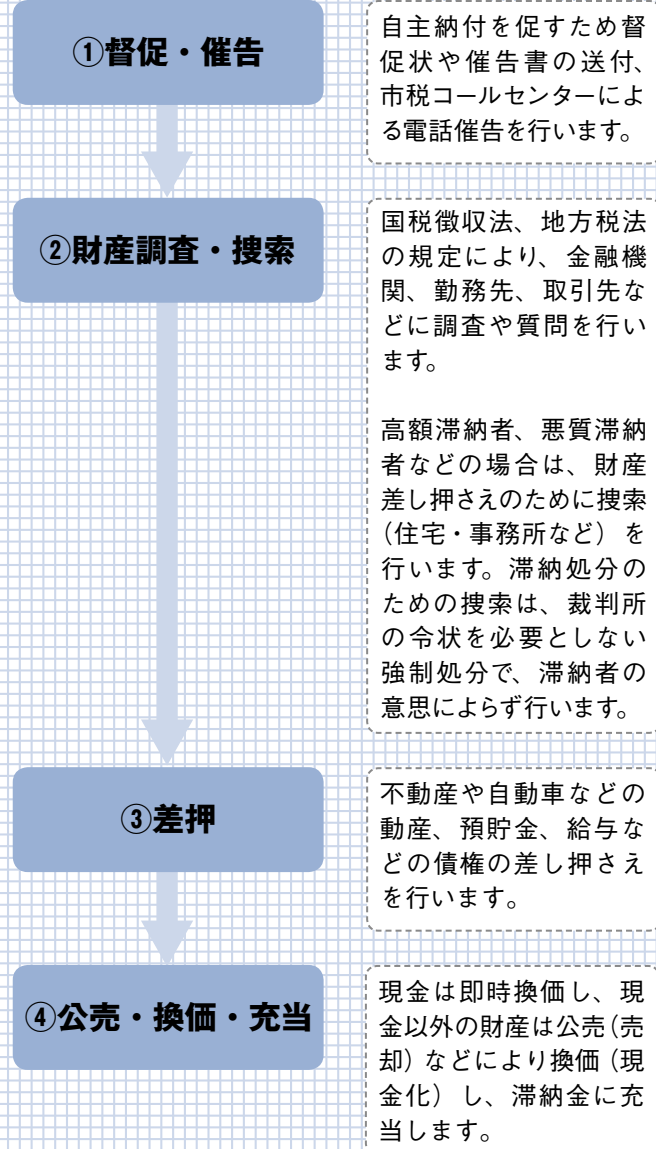
**平成24年度公売実績**  
● インターネット  
81万円（3件）  
● 県合同公売会  
6万円（13件）



タイヤロックを使用し、自動車を差し押さえる様子

## （図1）滞納処分の流れ

納期限までに納付がない場合は、本税に督促手数料および延滞金が加算され、次のような滞納処分を行い、滞納金および延滞金がなくなるまで何度でも行います。



## 納付が困難な場合は、収納課にご相談ください

今まで納期限内に納付していた人も、経済状況の急激な変化などから、滞納者になってしまう場合があります。万一、納期限内に納付ができない場合は、早めに収納課にご相談ください。収納課では、収入と支出の状況をお伺いした上で、できるだけ短期間で滞納が解消できるよう相談させていただきます。

相談窓口 豊科総合支所内収納課（TEL 72・3111（代） FAX 72・8340）

